

小諸市松くい虫被害防除特殊伐採補助金について

(平成31年4月1日 更新)

松くい虫被害の拡大、枯損木の倒壊による二次被害を予防するため、予算の範囲内で、業者に委託して松くい虫による枯損木処理を行う経費について補助する制度です。

対象者：松くい虫被害による枯損木が存する市内の宅地又は墓地等を所有又は管理する者で、個人ではその処理が実施困難なため、業者等に伐採作業等を委託する必要があるもの
市税に滞納がないこと

補助金手続きフロー図

